最終更新日：2025年2月13日
川崎汽船株式会社
代表取締役社長執行役員 明珍　幸一
問合せ先：総務グループ長　二口　正哉 TEL: 03-3595-6568
証券コード：9107
https://www.kline.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）
企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくには、コーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。
当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）の全体につきましては、当社ウェブサイトに開示していますので、ご参照ください。
https://www.kline.co.jp/pdf/csr/guideline.pdf

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の内容は以下のとおりです。
1）【原則3-1　情報開示の充実】
当社はグループ企業行動憲章において、「事業と個人に係る情報を適切に保護・管理し、企業情報を適時・適切に開示し、株主はじめ広く社会と双方向のコミュニケーションを図る。」と定めており、財務情報に加え、非財務情報についても当社ウェブサイトや年1回発行する"K"LINE REPORT（統合報告書）で広く開示しています。
当社ウェブサイト　https://www.kline.co.jp/ja/index.html
"K"LINE REPORT（統合報告書）　https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/report.html

2）【原則3-1 (i)　経営理念、経営戦略、経営計画】及び
3）【原則1-3　資本政策の基本的な方針】
＜企業理念、ビジョン＞
2022年5月、当社グループは、事業環境の変化がもたらす当社グループへの影響の大きさと重要さを考慮したうえで、目指す姿を再確認し、「企業理念」、「ビジョン」及び「大事にする価値観」を見直しました。
これらは、当社グループの事業領域が海運業を主軸とする物流であることを再確認し、その事業領域において自社と社会の低炭素・脱炭素化の推進を通じた企業価値向上を図り、その実現のために成長を牽引する役割を担う事業に経営資源を集中し、低炭素・脱炭素化に向けた活動をともにできる顧客と成長機会を追求していく企業でありたいという方向性を明確化したものです。
企業理念
　～グローバルに信頼される“Ｋ”LINE～
海運業を主軸とする物流企業として、人々の豊かな暮らしに貢献します。
ビジョン
全てのステークホルダーから信頼されるパートナーとして、グローバル社会のインフラを支えることで持続的成長と企業価値向上を目指します。
大事にする価値観
◆お客様を第一に考えた安全で最適なサービスの提供
◆たゆまない課題解決への姿勢
◆専門性を追求した川崎汽船ならではの価値の提供
◆変革への飽くなきチャレンジ
◆地球環境と持続可能な社会への貢献
◆多様な価値観の受容による人間性の 尊重と公正な事業活動
＜経営戦略、経営計画＞
事業環境が大きく変化するなか、2022年５月、当社グループは2022年度から2026年度までの５か年の中期経営計画を公表しました。当社グループならではの強みである専門機能を磨き上げ、2050年に向けた自社と社会の低炭素・脱炭素化の推進と、収益成長を両立させるための長期経営ビジョンを実現していくため、足元の５年間で実行する施策を中期経営計画において明確化しました。船隊の代替燃料船への移行と並行してエネルギーインフラ転換の支援を進めると同時に、この事業機会を確実に捉え、収益性と成長性を高めていくためにも、経営資源の集中と顧客とのパートナーシップの強化により企業価値の持続的な向上につなげてまいります。その実現のため、事業戦略の実行、事業基盤の構築及び資本政策の明確化に取り組みます。
企業価値向上への取組みを定量的に管理していくための経営指標及び目標をそれぞれ以下のとおり設定しました。

経営指標　　2026年度目標

ROE　　10%以上

ROIC　　6.0～7.0%

収支　　経常利益1,600億円
（2026年度の経常利益目標は、2022年5月計画公表時の1,400億円に向けて順調に進捗していることから、2024年5月に1,600億円に引き上げた）
最適資本構成　事業リスクを意識した財務健全性と資本効率の両立を図りつつ、引き続き成長投資と株主還元のキャッシュアロケーションの分配を意識した事業運営に努める。また、自営事業及びコンテナ船事業に必要な資本レベルを検証する。

株主還元方針　　営業キャッシュフローの上振れも踏まえて、中期経営計画期間中の株主還元は2023年５月公表時から2,000億円増の7,000億円以上を計画している。2023年度までに3,662億円を実施し、残りの中期経営計画期間(2024年度から2026年度)における１株当たりの基礎配当を40円、追加配当を45円とし、１株当たり85円の配当を予定しており、2024年度には配当に加えて上限1,000億円の自己株式取得を行っている。また、残りの中期経営計画期間において、足元から500億円以上の更なる機動的な追加還元を計画している。
（稼ぐ力の強化を進め、最適資本を意識したキャッシュアロケーションにより資本効率と財務健全性を両立し、成長のための投資を行ったうえで積極的な株主還元を行い、企業価値向上を進める）

経営計画における課題
① 環境を梃子にした成長のための長期経営ビジョンの策定
ポートフォリオ経営の強化や低炭素・脱炭素化に向けた活動を通じて実現したい長期経営ビジョンを策定しました。
「川崎汽船グループならでは」の強みである専門機能を磨き上げ、自社と社会の低炭素・脱炭素化への貢献と収益成長を両立させるため、成長を牽引する役割を担う事業に経営資源を集中させ、自営事業とコンテナ船事業の２本柱で市況耐性の高い企業として持続的な成長を目指します。
投資にあたっては資本コストをより意識し適切な資本政策をもって実施してまいります。

② 事業ポートフォリオ戦略による経営資源の集中
事業ポートフォリオの新しい枠組みにより事業の役割を類型化し、各事業の役割に応じた戦略的方向性を明確化しました。
自社と社会の低炭素・脱炭素化を機会として「成長を牽引する役割を担う事業」には経営資源を集中的に配分して事業成長を実現します。「スムーズなエネルギー転換をサポートし新たな事業機会を担う役割の事業」では、事業リスクの最小化を図りながらも、代替燃料需要への対応を推進します。「稼ぐ力の磨き上げで貢献する役割の事業」では、他事業とのシナジーを追求するとともに、バルクキャリアにおいては契約期間に応じた船舶保有とすることでライトアセット化を進めるなど、対象事業の市況耐性を高め、安定収益を確保します。これら３つのポートフォリオについては、戦略的な事業資産の入れ替えを継続的に検討します。
「株主として事業を支え収益基盤を安定させる役割の事業」では、継続的な人的支援と経営ガバナンスへの関与を通じた企業価値の最大化を目指します。「新規事業領域」では、当社グループのシナジーを追求し、当社の強みを生かせる事業領域を拡張してまいります。
③ 組織・人材計画をベースに機能戦略による技術・専門性の磨き上げにより、事業戦略を実現するための強固な事業基盤を構築
当社グループの提供価値の源泉である、人材・組織とそれらを支えるシステム・技術に投資することで、専門・技術部門の連携による組織力の強化を行い、持続的成長を目指します。また、今後の成長を実現するうえで不可欠である環境・技術開発と安全・船舶品質管理については、継続的な取組みと、グローバル拠点の強化によるサポート体制と組織の確立により、対応をさらに強化してまいります。
④ 当社における最適な資本政策の整理と、それを実行するための経営管理の高度化
最適資本構成とキャッシュフローを常に意識し、資本効率と財務健全性を両立します。成長のための投資を行ったうえで積極的な株主還元を行い、企業価値向上を進めます。また資本政策の一環である経営管理の更なる高度化の取り組みにより、資本コストを意識した事業別経営指標の導入による事業ポートフォリオ経営及びキャッシュフロー経営を強化・促進してまいります。
経営戦略・経営計画については、以下当社ウェブサイトにて開示を行っています。
https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/strategy.html
（経営戦略、経営計画及び資本政策に記載した数値は、当該計画策定時点における目標数値であり、この数値が達成されることをお約束するものではありません。）

4）【原則3-1 (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくにはコーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。
当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力することを、ガイドラインに定めています。
また、情報の保護、管理、開示と社会とのコミュニケーション等については、グループ企業行動憲章、川崎汽船企業行動憲章実行要点に以下の項目を定め、当社及びグループ企業はその実現のために実効ある社内体制の確立に努めています。
1．人権の尊重
2．企業倫理の遵守
3．信頼される企業グループ
4．環境問題への主体的取り組み
5．情報の保護・管理・開示と社会とのコミュニケーション
6．社会貢献活動への取り組み
7．国際社会との調和
8．反社会的勢力との関係遮断

5）【補充原則4-11①取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続】及び
6）【原則3-1 (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】
経営計画の達成に向け、当社の取締役会は、多様なバックグラウンド・知見からの建設的な議論や経営の監督を行えるよう、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者など、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様な人材で構成するものとし、取締役及び監査役候補者を決定するに際してはかかる多様性に配慮することとし、取締役のスキル・マトリックスの作成及び開示も行っています。また、取締役会の規模については、取締役の人数は現在８名が就任しており、うち4名は当社基準を満たす独立社外取締役が就任しています。
取締役のスキル・マトリックスは別紙１のとおりで、第156期定時株主総会招集ご通知においても開示を行っています。
・招集通知（10ページ） https://www.kline.co.jp/ja/ir/stock/meeting/main/014/teaserItems1/02/linkList/04/link/156kabunushi_shoshu.pdf

なお、役員の資質に関して、ガイドラインにおいて次のとおり定めています。
（1）取締役・監査役候補には、業務執行のモニタリングに資することのできる広く深い経験と知見とを有し、かつ人格に優れ、法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。監査役には、財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任するとともに、最低１名は、財務・会計に関

する十分な知見を有している者でなければならない。
（2）独立社外取締役は、上記に加えて次の役割、責務を遂行しうる者でなければならない。
一 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと。
二 経営陣のパフォーマンスを随時評価し、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会のメンバーとして経営陣の指名、報酬について意見を表明すること。
三 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
四 会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること。
五 経営陣・支配株主等から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること。
（3） 執行役員には、海運業に精通し、国際感覚、ビジネス感覚を備え、社内外の評価が高く、経営者として中期経営計画の実行に貢献でき、かつ法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。執行役員の再任に当っては、担当部門の業績等も考慮する。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての手続きは、上記の各指名方針を踏まえ、指名諮問委員会において公正、透明かつ厳格な審議及び答申を経たうえで、かつ監査役候補については監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することをガイドラインに定めています。決定に当たっては、取締役会は指名諮問委員会の答申を尊重することとしています。
なお、指名諮問委員会は役員選任及び解任案についての妥当性、その他取締役会から役員の選任及び解任に関して諮問を受けた事項について審議を行ったうえで取締役会に答申、助言する委員会であり、全独立社外取締役、取締役会長、社長執行役員で構成し、委員長は社外取締役の委員から選出することとしています。（第13項と合わせ補充原則4-10①に対応）

7）【原則3-1（v） 取締役会が経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】
現在選任されている取締役・監査役については、株主総会の招集通知にて選任理由を開示しています。また社外取締役、社外監査役については、招集通知に加えて本報告書においても選任理由を説明しています（本報告書Ⅱ-1項をご参照ください）。

8）【補充原則4-1①経営陣に対する委任の範囲】当社では、前述した指名の方針に基づき選出された多様性ある取締役によって構成される取締役会がなすべき業務を、ガイドラインにおいて次のように定めています。
一 経営理念、ビジョン、中期経営計画等、会社の経営方針、経営戦略に関する事項を検討し、決定することにより、会社の戦略的方向付けを行うこと。
二 取締役会が決定することと定められている事項について、経営方針、経営戦略等を踏まえて独立した客観的な立場から多角的かつ十分な検討を行ったうえで決定を行い、取締役会への報告を要する事項についての報告を受けること。
三 取締役及び執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うため、執行役員からの健全な企業家精神に基づく提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、取締役及び執行役員の迅速・果断な意思決定を支援すること。
四 取締役及び執行役員の職務の執行を、独立した客観的な立場から監督すること。また、経営計画の進捗状況のモニタリングを行い達成状況を評価すること。仮に、経営計画が達成できなかったときは原因を分析して今後の計画に反映させるとともに、株主に開示を行うこと。
五 意思決定過程の合理性を担保するため、リスク管理体制及び内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制を整備、改善すること。
六 受託者として、株主に対して経営に関する説明責任を果たすこと、また適時かつ正確な情報開示が行われるよう、取締役を監督すること。
これを受け、決裁基準規程において、取締役会で決定すべき事項を次の一～六に掲げるものに限定しており、それ以外の業務執行上の決定は執行役員に委ねることとしています。
一 法令上取締役会が定めることとされている事項
二 経営理念、ビジョン、中期経営計画等、会社の経営方針、経営戦略に関する事項の決定、会社の戦略的方向付け及び単年度予算
三 決裁基準規程等重要社則
四 会社が重大な法令違反を犯した場合における対応方針等
五 重要な訴訟に関する事項六 前各号の事項と同視できる程度の重要事項

9）【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法の定める要件に加えて、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりです。次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断しています。
一 最近3年間において、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2％を超えるものをいう。
二 最近3年間において、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2％を超えるものをいう。
三 最近3年間において、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。
四 最近3年間において、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間 1,000 万円相当以上 の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間において川崎汽船グループから年間 1,000 万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財 産の割合が 2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
五 当社の議決権の 10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間 において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。
六 上記各号に該当する者の配偶者又は二親等内の親族。

取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めなければならない旨、ガイドラインにおいて定めています。

10）【補充原則4-11②取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】
取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、当社の第156期定時株主総会招集ご通知11ページから18ページ及び39ページから40ページに記載していますのでご参照ください。
https://www.kline.co.jp/ja/ir/stock/meeting/main/014/teaserItems1/02/linkList/04/link/156kabunushi_shoshu.pdf

11）【補充原則 4-11③取締役会全体の実効性についての分析・評価の概要】
取締役会の機能の向上を目的として、各取締役が毎年自己評価を行い、取締役会はそれを参考に取締役会全体の実効性について分析・評価を

行うこととしています。当社ウェブサイトにて、その概要を開示しています。
https://www.kline.co.jp/ja/news/other/other-20240426/main/0/link/240426JA.pdf

12）【補充原則4-10①独立性ある指名諮問委員会・報酬諮問委員会】
当社では、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置して、役員の選解任や後継者計画、役員報酬の制度設計・水準やそれらに関連する事項の検討や議論を行っています。各委員会は、取締役会から諮問を受けた事項に関して審議を行ったうえで、取締役会に答申・助言する機関であり、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役を過半数とすることとして、委員会の独立性を保っています。
なお、指名諮問委員会の委員となる独立社外取締役は、経営陣幹部候補者の審議に当たっては、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を持って適切に関与しています。（第5項＝5）及び第6項＝6）もご参照ください）

13）【原則3-1 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】及び
14）【補充原則4-2①持続的な成長に向けたインセンティブとしての報酬】
取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、次のとおりガイドラインに定めています。
（1）業務執行取締役及び執行役員の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役・執行役員の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
（2）社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。
（3）取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とする。

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての手続は、次のとおりです。
（1）報酬諮問委員会において、上記方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準等について審議し、決議のうえ、取締役会に答申を行う。
（2）取締役会は、答申を尊重して株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、経営陣幹部・取締役の役位ごとの報酬を承認し、個々の経営陣幹部・取締役の業績に応じた報酬については、代表取締役社長が提案し、報酬諮問委員会の審議を経て、最終的な支給額を決定する。
なお、報酬諮問委員会は全独立社外取締役、取締役会長及び社長執行役員で構成し、委員長は社外取締役の委員から選出することとしています。
当社の取締役（業務執行取締役に限る）及び執行役員への報酬は、固定報酬（金銭）、短期業績連動報酬（金銭）、中長期業績連動報酬（株式）の3種類で構成されています。各報酬等の支給割合は、業績目標を達成したケースにおいて100:40:65を想定しており、目標達成度に応じて、短期業績連動報酬は役位別基準額の0～1.5倍の範囲で、中長期業績連動報酬は役位別基準額の0～1.8倍の範囲でそれぞれ変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。短期的な業績と中長期的な株主価値向上を適正なバランスで動機付けるとともに、サステナビリティの取組みを推進するインセンティブを役員に与えることで、企業価値の最大化を企図するものです。
業績連動報酬の概要は以下のとおりです。
・短期業績連動報酬（金銭）
短期業績連動報酬（金銭）は、主として単年度の連結業績目標の達成度に連動する方式とし、支給基準の透明性と客観性を高めています。
役位別基準額に乗ずる係数は、単年度の連結業績（経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益）に連動する係数及び個人の貢献に応じた係数とします。連結業績に連動する係数は目標達成度に応じた所定の計算式に従って0～1.5の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。
このほか、重大な海難事故が発生した場合には、事故の程度や影響度に応じて減算を行います。
・中長期業績連動報酬（株式）
中長期業績連動報酬（株式）は、株主と一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を効果的に機能させるため、株主総利回り（Total Shareholders Return。以下、「TSR」という。）等に連動するものとしています。
（注）当社TSR＝ 一定期間における当社株価上昇率＋ 一定期間における配当率（配当合計額÷当初株価）
TSRに基づく指標は、当社TSRとTOPIX成長率との比率（以下、「TSR比率」という。）及び当社TSRと同業他社TSRの順位付けを組み合わせて、役位別基準額に乗ずる係数を定めます。
役位別基準額に乗じる係数は、TSR比率が50%以下の場合は0（最小値）、TSR比率が100%の場合は1（目標達成時）、TSR比率が150%以上の場合は1.62（最大値）、TSR比率が50%超150%未満の場合は一定の計算式により算出します。
TSRに基づく指標に加えて、ROE指標として中期経営計画の目標達成度及び他社との順位付けに基づく係数、ESG指標としてCO2の排出効率改善を評価する係数を採用しています。
当該報酬の業績連動性は、経営責任に応じて高くなる設計としています。TSR指標、ROE指標及びESG指標（CO2）の構成比率は90：5：5の設定です。
上記で算定される各係数の合計値（最小値0、最大値1.8）を役位別基準額に乗じて中長期業績連動報酬を算出し、ポイントに換算のうえで年度ごとに役員に付与し、原則として退任時に、付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式等を交付します。

15）【補充原則4-14②取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役・監査役が、統治機関の一翼を担う者として、期待される役割・責務を適切に果たすためのトレーニング方針をガイドラインで定めており、概略は以下のとおりです。
（1）新任取締役は、就任後3か月以内に、会社法や金融商品取引法などに係る法的責任を中心とした外部セミナーに参加する。また、会社は新任取締役に取締役の責務について解説した図書を支給する。
（2）取締役及び監査役は、競争法、インサイダー取引、反贈収賄などのコンプライアンスに関する研修を毎年受講する。
（3）社外取締役・社外監査役に対し、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題につき、所管部署又は担当執行役員等から説明を行う。
（4）社外役員を含む取締役及び監査役は、当社の財務状態、コンプライアンスの状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積む。

具体的な取組みとして、新任役員を対象に会社法・金融商品取引法・競争法など法的責任やガバナンスを中心とした研修や、社内全役員を対象にインサイダー取引などコンプライアンスに関するセミナーや研修を定期的に実施しています。また、社外役員には、就任時の事業、組織、経営環境、経営課題等の説明のほか、就任後は取締役会議題の事前説明、経営戦略会議への参加、担当部門から個別案件説明などを通じて理解の深化に努め、訪船等の現場視察も行っています。

16） 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主・投資家との建設的な対話に取り組むこととし、ガイドライン及びIRポリシーでそのような対話を促進するための体制整備、取組みに関する方針を定めており、概略は以下のとおりです。
（1）当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための諸施策を検討のうえ、取り組みます。
（2）サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報を統括する執行役員が株主・投資家の皆様との対話全般について統括し、サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報、経営企画、総務、財務、会計、法務各部門をはじめとする社内各部門が連携して施策の充実に努めます。

（3）株主・投資家の皆様に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めるほか、説明会や施設見学会、ウェブサイト、統合報告書、FACTBOOK、株主通信その他の情報冊子の発行などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実を図ります。また、機関投資家の皆様に対しては、四半期毎の決算説明会、経営計画説明会、証券会社主催のセミナー等を通じて当社の経営戦略、事業内容、業績等を説明するほか、投資家向けスモールミーティング、各種カンファレンス、海外機関投資家訪問等による対話の充実に取り組みます。
（4）上記の取組みを通じて株主・投資家の皆様からいただいたご意見等につきましては、重要性等に応じて取りまとめて取締役会などに報告します。
（5）インサイダー情報については、金融商品取引法を始めとする関連法令及び社内規則に従って適切に管理します。
（6）金融商品取引法等が規定する「フェア・ディスクロージャー・ルール」の趣旨や意義を尊重し、IRポリシーで定める「フェア・ディスクロージャー・ポリシー」に従って公平な情報開示に努めます。
IRポリシーの全体については、以下当社ウェブサイトをご参照ください。
https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/policy.html

17）【原則1-4 政策保有株式】
船舶という高額な資産を多数擁し各船を長期にわたって運用することや、為替、市況等個別の会社の企業努力を超えた要素により業績が大きく変動するボラティリティーの高い事業環境のもと、当社が長期的・持続的に成長するために、取引関係、業務関係の維持・強化の必要性があると考えられる相手企業の株式を保有しています。取締役会は、独立した客観的な立場から少なくとも年1回、これらの目的で保有する上場株式について、個別にその保有目的や事業活動の必要性、資本コストを踏まえた中長期的な経済合理性等を総合的に精査して保有の適否を検証し、保有継続が合理的でないと判断された銘柄については縮減の対象としています。その結果、2017年3月末に12銘柄保有していた政策保有目的の上場株式銘柄数は、2023年度末の時点で3銘柄へ縮減しています。
また、政策保有株式の議決権の行使に当たっては、政策保有の目的に照らし当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する議案であるかを精査し、必要に応じて発行会社との対話を行ったうえで賛否を決定することを、ガイドラインに定めています。

18）【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社では、関連当事者間の取引については、以下のとおり適切な手続を定めており、これを踏まえた監視ができているものと認識しています。
（1）決裁基準規程において、当社の議決権の10%以上を有する主要株主又は会社取締役間の取引、取締役が第三者のために会社とする取引、利益相反取引及び会社による取締役の債務保証については、金額にかかわらず事前に取締役会に付議して承認を求めることと規定しています。また、取引等を行った後には、その重要な事実について取締役会に報告することと規定しており、取締役会において取引の適正性を監視しています。
（2）全ての株主は平等に扱われており、特定の株主に特別の配慮を行っていることはありません。
（3）決算期ごとに全役員から確認書の提出を受け、関連当事者間取引の有無及び有の場合は取引内容について確認しています。

19）【補充原則2-3① サステナビリティを巡る課題への対応】、
20）【補充原則4-2② サステナビリティを巡る取組みについての基本方針の策定】及び
21）【補充原則3-1③ サステナビリティに関する開示】
グローバルな価値観や行動の変容が加速し、地球温暖化による環境への負荷軽減に対する意識が高まるなか、当社は、サステナビリティ経営を中長期的な企業価値向上の実現に向けた重要課題の一つとして捉え、取締役会において継続的に議論しています。
サステナビリティに重点を置いた経営を強化するため、社長執行役員を委員長とする「サステナビリティ経営推進委員会」及び「GHG削減戦略委員会」を設置し、当社グループのサステナビリティ経営の推進体制やGHG削減戦略の審議・策定を通じて、さらなる企業価値向上を図っています。また、推進の実務を担う組織として、「サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報グループ」「GHG削減戦略グループ」「カーボンニュートラル推進グループ」「燃料グループ」「先進技術グループ」の各グループが、実務を通じてサステナビリティの取組みを加速しています。
サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程の一環として、必要に応じてマテリアリティ（サステナビリティ重要課題）の見直しを行っています。2022年度の見直しでは、新たに5分野、12項目のマテリアリティを特定しました。
新たに特定されたマテリアリティ12項目は、当社が中期経営計画で掲げる機能戦略の4本柱である「安全・品質」「環境・技術」「デジタライゼーション推進」「人材」と、それらの土台としての「経営基盤」の5分野に分類して整理されています。当社グループはマテリアリティを、中期経営計画に基づいて企業理念やビジョンを実現するために取り組むべき重要課題と位置付けています。
また、当社では統合報告書やサステナビリティブックレットを発行するほか、ウェブサイトのサステナビリティや経営計画のページでは、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づくシナリオ分析を含めたサステナビリティ全般に加え、人的資本への投資や環境負荷低減、多様な働き方、サービス品質向上を支える技術開発・イノベーションの取組みを促進するといった知的財産への投資についても開示を行っています。

・サステナビリティサイト（当社のサステナビリティを網羅的に紹介するサイト）https://www.kline.co.jp/ja/sustainability.html

・ESGデータブック（ESGに関連するデータを掲載）
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/esg_data/main/018/teaserItems2/0/linkList/00/link/KLN_ESG23J_0229.pdf

“K”LINE REPORT（統合報告書）p.32-65 価値創造の基盤）
https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/report/main/011118/teaserItems1/0/linkList/0/link/01_KLN_AR23J_A3_.pdf#page=18

・気候変動対応についての考え方・取組み（TCFDへの対応）
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/environment/climate_change.html

・「“K”LINE環境ビジョン2050」GHG排出ネットゼロへの取組み）
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/environment/management/main/010/teaserItems2/018/linkList/0/link/211028_vision%20slide_JP.pdf

・2022年度中期経営計画（p.23-24「人材への投資」、p.28「環境投資について」）https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/strategy.html

22）【補充原則2-4 女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】及び
23）【補充原則2-4① 中核人材の登用時における多様性の確保】
＜人的資本多様性及び人材育成方針・社内環境整備方針＞
当社では、事業の成長や変革をリードする力を有するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応し得る人材の確保・育成に取り組んでいます。会社のポートフォリオ戦略遂行のために各事業部門の需要に応じた人材の量的・質的な確保・育成を推し進めるとともに、それを一層促進するために多様な人材が活躍し、持てる能力を最大限に発揮できる労働環境の整備に努めています。人材の確保では、新卒採用や通年でのキャリア採用を実施し、「成長を牽引する役割」の3事業を中心とした人員配置に加え、事業基盤を支えるコーポレート部門にもバランス良く配置しています。採用に際しては、国籍、学歴、性別を問わず、多様な価値観を持つ人材の確保に努めています。人材の育成では、モラル・コンプライアンス重視の風土を大切にしながら、「事業の持続的成長・変革をリードしていく人材」として海運プロフェッショナル経営人材の育成、「事業環境変化に柔軟に対応

できる人材」としてビジネストランスフォーメーション人材と環境・技術系人材の育成、という二つの目的達成のために階層別研修に加えて、海運実務研修、乗船研修、会計・財務研修、マネジメントスキル研修、DX研修などを実施しています。社内環境整備の一環として、法令を上回る育児休業制度を設け、女性社員が自律的なキャリア継続が出来るための支援や育児に関する社内理解促進のための管理職研修を実施しています。また、男性の育児参加促進のため、当社独自の施策として最大10日間の育児休暇制度を導入するなど、男性育休取得率の向上も推進しています。コンプライアンスの観点からは社内、社外にハラスメント相談窓口を設け、プライバシーに最大限配慮しながら迅速に問題解決に当たる体制をとっています。また、当社役職員向けにハラスメント防止セミナーを毎年開催しています。
＜指標と目標＞
全ての社員が働き甲斐をもっていきいきと働ける企業となることを目指し、また仕事と家庭の両立を行いながら、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進及び次世代育成支援のための行動計画（計画期間：2022 年4月1日～2025年3月31日）で以下の当社目標を設定して取り組んでいます。
①計画期間末迄に管理職に於ける当社の女性社員比率を15%とする。
②男性社員の育児のための当社の休暇・休業取得率を20%以上とする。
＜目標の進捗状況（2023年度実績）＞
① 管理職に於ける当社の女性社員比率：6.8%
② 男性社員の育児のための当社の休暇・休業取得率：77.8% (*)
(*)育児目的休暇を含む
・サステナビリティサイト（当社のサステナビリティを網羅的に紹介するサイト） https://www.kline.co.jp/ja/sustainability.html
・“K”LINE REPORT（統合報告書）p.50-53 人材） https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/report/main/011118/teaserItems1/0/linkList/0/link/01_KLN_AR23J_A3_.pdf
・社内環境整備方針（「基本的な考え方」）
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/social/human_rights.html
・女性の活躍を推進するための行動計画
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/social/diversity_inclusion/main/01/teaserItems1/0/linkList/0/link/koudoukeikaku2022.pdf
・人材育成についての考え方（陸上/海上）
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/social/human_resource.html

24） 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は確定給付企業年金制度を採用しており、同年金の安全かつ効率的な運用を可能とするため、年金運用責任者である財務グループ長を委員長とし、財務部門及び人事部門の年金業務担当者にて構成される年金資産運用委員会を設置しています。また、積立金の運用を安全・効率的に行うことをはじめとした基本方針・運用ガイドラインを制定するとともに、年金資産運用委員会が運用委託先へのモニタリング機能を発揮できるよう、同年金の母体企業として人事・運営面で取組むこととしています。
また、同年金の運用に当たっては、企業年金加入者の利益が最大限尊重されるよう取り組みを行っています。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示あり】【アップデート日付：2025/2/13】
当社は、資本政策の一環である経営管理の更なる高度化の取組みにより、企業価値向上を目指して資本コストを意識した事業別経営指標の導入（ROIC、EVA 等）による事業ポートフォリオ経営及びキャッシュフローを重視した経営を強化・促進しています。具体的な内容及び進捗状況については以下の当社のウェブサイトをご参照ください。
・2023年度本決算 決算説明会資料（C1～7）
https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/presentation/main/011111111116/teaserItems1/0/linkList/01/link/2023_4_presentation_j.pdf
2024年度第3四半期 決算説明会資料（C1～2）
https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/presentation/main/0111111111113/teaserItems1/0/linkList/01/link/2024_3_presentation_j.pdf

【株主との対話の推進と開示】
当社ウェブサイト「サステナビリティ┆"K"LINEグループのサステナビリティ経営┆ステークホルダーエンゲージメント┆IR活動実績」にて、株主・投資家との対話の実施状況を開示しています。
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/sustainability_management/stakeholder_engagement.html
対話の主なテーマは、事業戦略や中期経営計画、財務・株主還元・資本政策、サステナビリティを含む非財務情報等の事項です。
投資家・株主向けの決算発表説明会や事業説明会での説明内容や質疑応答については、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。
・株主・投資家情報┆IRライブラリ┆決算説明会資料
https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/presentation.html
・株主・投資家情報┆IRライブラリ┆IRイベント
https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/event.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
イーシーエム エムエフ	32,149,200	13.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,262,900	9.35
エムエルアイ フオー セグリ ゲーテイツド ピービー クライアント	16,954,200	7.12
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	15,300,000	6.43
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	14,125,200	5.93
サンテラ（ケイマン）リミテッド アズ トラスティ オブ イーシーエム マスター ファンド	13,238,900	5.56

株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,644,160	2.79
今治造船株式会社	5,652,120	2.37
SMBC日興証券株式会社	5,308,240	2.23
株式会社みずほ銀行	4,755,640	1.99

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は2024年３月31日現在の状況を記載しております。

2024年３月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーを提出者として以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2024年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称 エフィッシモ　キャピタル　マネージメント　ピーティーイー　エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte Ltd)
保有株券等の数(株) 91,767,800
株券等保有割合(%) 38.52

2024年２月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村アセットマネジメント株式会社を提出者として以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2024年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称 野村アセットマネジメント株式会社
保有株券等の数(株) 10,239,700
株券等保有割合(%) 4.30

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	３ 月
業種	海運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・当社は現在監査役会設置会社の体制を採っていますが、取締役会による経営方針の決定及び監督と、経営陣による業務執行の迅速な意思決定等経営力の強化により、さらなるガバナンスの改善と経営の改革を通じた企業価値の向上を目指し、指名委員会等設置会社への移行を前提とした準備を開始しています。

・持分法適用関係にある上場会社
当社は、持分法適用関係にある上場会社として、株式会社リンコーコーポレーションの株式を有しています。

リンコーコーポレーション(東証スタンダード上場)
当社は、日本海側唯一の中核国際港湾である新潟港に根差した物流サービスを提供する同社の株式を保有し、関係を維持強化することで、当社グループの総合的な企業価値向上につながるとものと考えています。海運業等に関する知識と経験を生かすべく、当社執行役員1名が社外取締役に就任しておりますが、当社の経営方針・経営戦略の共有はしておらず、当社は同社をグループ経営の対象とはしておりません。また、当社の議決権比率は過半数に満たないことから、同社の独立性を損なう支配力は有しておらず、利益相反リスクが生じる懸念は小さいものと認識しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田　啓二	その他											
内田　龍平	他の会社の出身者							○				
小高 功嗣	弁護士											
牧 寛之	他の会社の出身者											
政井 貴子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山田　啓二	○	―	山田啓二氏は、旧自治省をはじめとした諸省庁及び地方自治体において要職を歴任した後、京都府知事を4期16年務めた経験を有しており、2019年6月から当社社外取締役として選任されています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識が当社グループの経営に生かされています。取締役会では筆頭独立社外取締役を務め、積極的な発言や、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて経営及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていることから当社社外取締役として選任しており、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しています。
内田　龍平		内田龍平氏は、会社法上の社外取締役の要件は満たしておりますが、当社の株主であるEffissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターを務めていることから、当社の独立性判断基準における株主要件（※）に抵触すると判断するため、非独立社外取締役としています。 （※）当社の議決権を10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。	内田龍平氏は、三菱商事株式会社で主に国内外非上場企業への投資サポートに従事し、その後、株式会社産業革新機構で主に海外非上場企業への投資及び国内非上場企業の事業立ち上げを担当するとともに英国企業及びチリ企業の社外取締役を兼務しました。現在は当社の株主であるEffissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターとして国内上場企業への投資管理を行っております。同氏は2019年6月から当社社外取締役として選任されており、企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識が当社の経営に生かされています。当社株主の視点から取締役として積極的に発言し当社経営及び業務遂行の適切な監督等の役割を果たしていただくことは、株主共通の利益にもつながり当社グループのコーポレートガバナンス向上に貢献するものと判断することから、当社社外取締役として選任しており、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
小高 功嗣	○	―	小高功嗣氏は、弁護士業に加え、証券、投資銀行、IT、不動産 など幅広い分野の企業で取締役等を務めてきた経験を有しています。同氏の法律に関する専門知識及び特に投資分野における豊富な知見を当社の経営に生かしていただくため2023年6月から社外取締役として選任しており、法務・財務・会計領域での豊富な経験と投資やＩＲも含めた幅広い知見を生かして取締役会における発言や業務執行に関する監督等の役割を適切に果たすことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しています。
牧 寛之	○	―	牧寛之氏は、IT 関連事業・食品事業を柱とする株式会社メルコホールディングスの代表取締役社長並びに傘下企業群の代表取締役社長及び取締役を務めています。同氏の豊富なグループ経営に関する経験及び知見を当社の経営に生かしていただくため2023年6月から社外取締役として選任しており、経営者としての豊富な経験や IT・デジタル領域での幅広い知見を生かして、取締役会における発言や業務執行に関する監督等の役割を適切に果たすことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しています。

政井 貴子	○	ー	政井貴子氏は、外資系銀行や国内銀行において金融市場に関わる業務を推進し、日本銀行では政策委員会審議委員として金融政策の策定に携わるなどの経験を有しています。同氏の金融市場における豊富な経験や金融経済に関する知見、ダイバーシティに関する見識を当社の経営に生かしていただくため社外取締役として選任しており、金融・財務・会計領域における豊富な経験や幅広い知見を生かして取締役会における発言や業務執行に関する監督等の役割を適切に果たすことを期待しております。なお、同氏と 当社の間には特別の利害関係はありません。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の内容については、ガイドライン第21条に規定しています。
（引用開始）
第21条　当社は、取締役会の諮問委員会として、以下の要領で、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を置く。
2 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員は、独立社外取締役全員、取締役会長及び社長執行役員とする（委員長は社外取締役の中から社外取締役の委員の互選により選出する）。
3 指名諮問委員会は取締役会からの諮問を受け、次の事項について審議する。
　一 役員選任及び解任案についての妥当性
　二 社長執行役員の後継者計画
　三 その他取締役会から役員の選任及び解任に関して諮問を受けた事項
4 報酬諮問委員会は取締役会からの諮問を受け、次の事項について審議する。
　一 役員報酬の制度設計
　二 役員報酬の水準
　三 その他役員報酬に関して取締役会から諮問を受けた事項
5 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の運用に関する規則はそれぞれ別に定める。
（引用終了）

2023年度の出席状況は以下のとおりです。

指名諮問委員会
志賀 こず江（9回／9回 出席）　※委員長
山田　啓二　（9回／9回 出席）
明珍　幸一　（9回／9回 出席）
小高　功嗣　（6回／6回 出席）　※2023年6月23日 就任
牧　寛之　　（6回／6回 出席）　※2023年6月23日 就任
亀岡　剛　　（2回／3回 出席）　※2023年6月23日 退任

報酬諮問委員会
山田　啓二　（3回／3回 出席）　※委員長
志賀 こず江（3回／3回 出席）
明珍　幸一　（3回／3回 出席）
小高　功嗣　（1回／1回 出席）　※2023年6月23日 就任
牧　寛之　　（1回／1回 出席）　※2023年6月23日 就任
亀岡　剛　　（2回／2回 出席）　※2023年6月23日 退任

事務局等の設置状況
それぞれの委員会で事務局を設置し、総務担当執行役員が担当しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的に監査計画・監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして緊密な連携をとっています。
監査役は、内部監査グループと定期的に打合せを行い、内部監査グループから監査計画及びその進捗状況について説明を受けると共に、内部監査グループから代表取締役へ報告されている月次報告の回付も受けています。一方、監査役が実施した業務監査の報告書を内部監査グループにも配付し、情報の共有化を図っています。また、監査役による関係会社往査にあたっては、必要に応じて会計監査人・内部監査グループと協力して行う等、相互に連携・協力して活動しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原澤　敦美	弁護士													
久保　伸介	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

原澤　敦美	○	ー	原澤敦美氏は、日本の弁護士資格を有し、法律事務所での勤務を通じて得た企業法務、労働法、知的財産をはじめとした専門的な知識・経験に加え、日本航空株式会社 在籍時には一等航空整備士資格を取得したうえで技術的な側面から同社の安全運航に貢献するなど、運輸業にかかる知識・経験も有しています。同氏はこれまでに社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、2019年6月に当社社外監査役に就任後、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き社外監査役として上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定しています。
久保　伸介	○	ー	久保伸介氏は、日本の公認会計士資格を有し、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて得た監査、未上場会社の株式上場支援及び企業再生・M&Aに関連する多彩な業務経験・知識を有しています。同氏はベンチャー企業や事業活性化を支援する会社の創設・経営の経験も豊富であり、2020年6月に当社社外監査役に就任後、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き社外監査役として上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす役員全員をすべて独立役員に指定しています。
「社外役員の独立性判断基準に関する規程」につきましては、上記Ⅰの1の9）【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】　をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、企業価値の最大化に向けて、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬に以下のような指標を導入しています。

短期業績連動報酬：　主として単年度の連結業績目標の達成度に連動する方式とし、単年度連結業績（経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益）の目標達成度に連動する係数、個人の貢献に応じた係数に加えて、重大な海難事故が生じた場合に報酬の減算を行うESG（安全）指標を導入しています。
中長期業績連動報酬：　株主とより一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を高め、主に過去3年間の株主総利回り（TSR）に連動する方式としています。この他、過去3年間の自己資本利益率（ROE）に連動する指標及び前年のCO2排出効率改善度に連動する指標を採用し、TSR指標：ROE指標：ESG(CO2)指標の構成比率は90：5：5としています。

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針及び業績連動報酬に係る指標、当該業績連動型報酬の額の決定方法及び当該指標を選択した理由につきましては、当社の第156期有価証券報告書66ページに記載していますのでご参照ください。
https://data.swcms.net/file/kline-corp/dam/jcr:9b0bfbd0-54ef-49c8-a313-7ab8eca836c8/S100TMYK.pdf

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2024年3月期に係る役員報酬として、取締役9名に732百万円、監査役5名に80百万円を支払いました。これらは、2023年6月23日開催の第155 期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び辞任により退任した監査役1名に係る報酬を含んでいます。
また、短期業績連動報酬116百万円、及び長期業績連動報酬に関する費用計上額358百万円が含まれています。

＜報酬等の総額が1億円以上である取締役＞
・明珍幸一　　固定報酬:72百万円、短期業績連動報酬(金銭)44百万円、中長期業績連動報酬(株式)173百万円、計289百万円
・浅野敦男　　固定報酬:49百万円、短期業績連動報酬(金銭)25百万円、中長期業績連動報酬(株式)　76百万円、計152百万円
・鳥山幸夫　　固定報酬:45百万円、短期業績連動報酬(金銭)23百万円、中長期業績連動報酬(株式)　54百万円、計122百万円
・針谷雄彦　　固定報酬:45百万円、短期業績連動報酬(金銭)23百万円、中長期業績連動報酬(株式)　54百万円、計122百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針につきましては、上記Ⅰの1の13)【原則3-1(iii)　取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】をご参照ください。
監査役の報酬等は月例報酬のみであり、各監査役の報酬月額は、株主総会の決議による報酬月額総額の範囲内で監査役の協議により決定しています。
なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度は2006年6月に廃止しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画部門が取締役会に先立って必要な説明、情報提供を行うとともに、重要な業務執行について報告をするなど、社外取締役の円滑な職務遂行を支援しています。
また、監査役補助者を置くとともに、その規程を定め、監査役を補助する体制を確保しています。監査役補助者は、業務の執行にかかる職務を兼務せず、監査役補助者の考査は監査役自身が行い、取締役からの独立を確保しています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行の状況)
当社の取締役会は社外取締役5名を含む8名の取締役で構成され、法令で定められた事項や経営の基本方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しており、毎月1回以上開催しています。なお、取締役会の書面決議制度やオンライン開催も導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。
また、取締役会とは別に、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、ユニット統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行に係る重要事項を決定するための協議を行うほか、社長執行役員又はその代行者の意思決定に資する自由な討議を行う体制を整備しています。

2023年度の取締役会の出席状況は以下のとおりです。

取締役 明珍　幸一　　(19回/19回　出席)
取締役 浅野　敦夫　　(19回/19回　出席)
取締役 鳥山　幸夫　　(19回/19回　出席)
取締役 針谷　雄彦　　(19回/19回　出席)

取締役 山田　啓二　　(19回/19回　出席)
取締役 内田　龍平　　(19回/19回　出席)
取締役 志賀　こず江　(19回/19回　出席)
取締役 小高　功嗣　　(14回/14回　出席) ※2023年6月23日 就任
取締役 牧　寛之　　(14回/14回　出席)　※2023年6月23日 就任
取締役 園部　恭也　　(5回/ 5回　出席)　※2023年6月23日 退任
取締役 亀岡　剛　　(5回/ 5回　出席) ※2023年6月23日 退任

監査役 荒井　邦彦　　(19回/19回　出席)
監査役　新井　真　　(14回/14回　出席) ※2023年6月23日 就任
監査役 原澤　敦美　　(19回/19回　出席)
監査役 久保　伸介　　(18回/19回　出席)
監査役 芥川　裕　　(5回/ 5回　出席) ※2023年6月23日 退任

(監査役設置会社形態を採用している理由)
当社では、2024年6月21日現在で4名の監査役が在任しています。当社がこの体制を採用している理由は、近年の法改正により監査役の権限と独立性はより強化されており、制度として企業統治に有効と判断していること、及び取締役会・監査役会・経営会議等の会社機関も含めた体制により、法制度に則った十分な手続きが実施されており、企業統治が適正に機能していると認識していることによります。なお、当社は「Ⅰ―5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に記載のとおり、指名委員会等設置会社への移行を前提とした準備を開始しています。

(会計監査の状況)
当社は監査法人（ＥＹ新日本有限責任監査法人）と監査契約を締結しており、監査法人は、公正不偏の立場で監査を実施しています。

業務を執行した公認会計士の氏名　／　所属する監査法人
内田　聡　／　ＥＹ新日本有限責任監査法人
寒河江　祐一郎　／　ＥＹ新日本有限責任監査法人
美和　一馬　／　ＥＹ新日本有限責任監査法人

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　　18名
その他の補助者　　33名

(取締役・監査役候補者の指名の状況)
取締役候補者・監査役候補者は、コーポレートガバナンス・ガイドラインで定める資質に沿って、指名諮問委員会において公正、透明かつ厳格な審議及び答申を経たうえで、かつ監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定します。

(経営陣幹部・取締役の報酬決定の状況)
報酬諮問委員会の公正な審議及び答申を経て取締役会で決定します。

(責任限定契約に関する状況)
当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しています。これに基づき、非業務執行取締役である山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏及び政井貴子氏並びに全監査役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意で重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を含む取締役会とユニット統括制の採用により、監督機能の強化及びユニット統括役員への権限委譲による業務執行の効率化を図っています。また、監査役と内部監査グループとの連携により、監査の実効性の維持・向上にも努めており、このような体制によって株主等ステークホルダーの負託に応えることができるものと考え、現在の体制を採用しています。
なお、ユニット統括制とは、当社がその社会的責任を果たし株主などステークホルダーの付託に応え、持続的に成長していくため、コーポレートガバナンスの強化に取り組み、執行の長たる社長執行役員の下に複数の部門を統括するユニット統括執行役員を置くことで、適切なリスクテイクと業務執行責任体制の明確化を図るために、2016年4月に導入した制度です。

最新のコーポレート・ガバナンス体制図は、以下当社ウェブサイトをご参照ください。
https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/governance/corporate_governance.html

また、社外取締役には、多様な経験や知見を踏まえて、独立した客観的な立場から経営・業務執行の監督を行っていただいています。

なお、当社は「Ⅰ―5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に記載のとおり、指名委員会等設置会社への移行を前提とした準備を開始しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・株主が議案の十分な検討期間を確保し、適切に権利行使を行っていただけるよう、招集通知の早期開示・発送に努めています。2024年は6月21日開催の定時株主総会に向け、5月24日（株主総会の4週間前）に東証及び自社ウェブサイトで開示し、5月31日（株主総会の3週間前）に発送を行いました。 ・多くの株主の出席機会を確保し、株主総会が株主との建設的な対話の場として機能するよう、できる限り集中日を避けて株主総会を開催するよう努めることをガイドラインに定めています。2024年は集中日に先立つ6月21日に開催しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場として機能するよう、また多くの株主の出席の機会を確保するため、できる限り集中日を避けて株主総会を開催するよう努めることを「川崎汽船コーポレート・ガバナンスガイドライン」第2条（株主総会と議決権尊重）にて定めています。株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、株主と建設的な対話を行い、適切な権利行使を行っていただくことを趣旨としています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年から導入し、インターネット等による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使の利便性向上に配慮しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（事業報告を含む）全文の英語版を作成し、東証及び自社ウェブサイトに掲載しています。
その他	株主総会終了後には、自社ウェブサイトに決議通知及び総会の動画を掲載しています。 2022年よりバーチャル総会（参加型）を導入し、株主総会のライブ配信を開始しました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上のガイドライン http://www.kline.co.jp/pdf/ir/guideline.pdf 及びIRポリシー https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/policy.html においてディスクロージャーポリシーの詳細を開示しています。なお、IRポリシーの中にフェア・ディスクロージャー・ポリシーを加えて、2018 年4月1日施行の金融商品取引法等が規定する「フェア・ディスクロージャー・ルール」への対応を明確にしました。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が企画する説明会への参加、インターネットによるオンライン説明会の開催や当社ウェブサイトを通して情報を発信しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期毎に実施するとともに、アナリストや機関投資家との定期的な個別面談を行っています。このほか、スモールミーティング、事業説明会、ESG/サステナビリティ説明会及び施設見学会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家との対話は、定期的に欧州、米国及びアジア等の投資家への訪問やオンライン等による個別面談や、証券会社が主催するカンファレンスへの参加、スモールミーティングを行っています。四半期決算開示では説明会資料や音声、説明会要旨と主なQ&Aなどを英語で配信しています。 https://www.kline.co.jp/en/ir/library/presentation.html	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上の「株主・投資家情報」ページ https://www.kline.co.jp/ja/ir.html IRニュース、決算短信、決算説明会資料と音声記録、説明会要旨と主なQ&A、統合報告書、ファクトブック、株主通信、有価証券報告書及び四半期報告書、事業説明会資料、個人投資家向けオンライン説明会動画、海運市況含む財務・業績データに加え、当社の概要や強みの紹介など、当社をご理解頂くための資料・情報を和文・英文で掲載しています。	

IRに関する部署（担当者）の設置	IR専任部署としてサステナビリティ・環境経営推進・IR・広報グループ IR・ESG推進チームを設置しており、社長、CFO、担当執行役員、グループ長以下でIR活動を行っています。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定しています。グループ企業の行動原理を明らかにするために、グループ企業行動憲章では、川崎汽船グループは人権の尊重及び法令等の遵守を事業活動の基本とすること、企業の発展は社会と共にあることを認識し、行動憲章の原則に従って行動することを宣言しています。また、川崎汽船企業行動憲章実行要点では、グループ企業行動憲章の実行に際しての、それぞれのステークホルダーとの関係を含む当社としての具体的行動指針を定めています。 ・上記グループ企業行動憲章で掲げられた「人権の尊重」に関するより具体的な指針として「川崎汽船グループ人権基本方針」を策定し、人権尊重に関連した国際規範や法令を尊重・遵守するとともに、「人権デューディリジェンス」を実施することを定めています。 ・当社グループのサステナビリティ経営を推進し、企業価値向上を図るため、社長執行役員を委員長とし、各ユニット統括執行役員などで構成する、サステナビリティ経営推進委員会を設置しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・ステークホルダーとの対話を通じて認識したサステナビリティの重要課題の解決に向け、マテリアリティについて、それぞれの項目に対応する管掌部門を明確にし、取り組みの進捗管理を強化しています。 ・グループの14社がISO14001認証を取得し、本船の運航も含めた環境マネジメントシステムを確立。またグループ全体で環境マネジメントを推進する体制「DRIVE GREEN NETWORK」を構築し運用しています。 ・独自のノウハウにより世界トップクラスの安全運航管理体制の充実を図り環境保全にもつなげています。 ・各ステークホルダーとの関係においては、以下のような活動を行っています。 顧客、取引先：＊環境保全・社会貢献活動での協働 ＊公正で差別のない取引 株主、投資家：＊ESGに関わる情報の提供、対話の実施 金融機関：＊トランジション・ローン、トランジション・リンク・ローン等のサステナブル・ファイナンス 従業員：　＊採用と処遇における機会均等 ＊職能向上に適した階層別研修 ＊職場の安全衛生の確保 社会：国内外の地域社会との交流、災害義捐、環境プロジェクト支援等の社会貢献活動。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、上場する証券取引所の定める規則、不正競争防止法、個人情報保護法等情報規制法など会社情報の開示に関する法令・規則等を遵守しつつ、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに適時・公正に情報提供を行う方針としています。株主・投資家に開示する情報の基準や開示の方法等は「IRポリシー」において定めるとともに、公平な情報開示のための基本原則として「フェア・ディスクロージャー・ポリシー」を定め、いずれもウェブサイトで公表しています。 https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/policy.html

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
当社は取締役会において、内部統制システムについて以下を定めています。

「当社グループの内部統制システムについて」

Ⅰ.　内部統制に関する基本的枠組み
当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでいく。
具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていく。
以下のような体制を構築しているが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図っていく。

Ⅱ.　内部統制システム
1．当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）を当社グループ企業の行動原則の一つとして掲げている。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行している。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っている。
(2) 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしている。
(3) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備している。
(4) 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援する。
(5) 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っている。
(6) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けている。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定している。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしている。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」、「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持している。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務執行に係る危険(リスク)として以下を認識し、その把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整備している。
(1) 船舶の安全運航に係るリスク(海洋汚染含む)
(2) 大災害等に係るリスク
(3) コンプライアンスに係るリスク
(4) その他の経営上のリスク
これらのリスクが顕在化したとき(危機)に企業の社会的責任を果たし得るよう、「危機管理規程」を定め、危機・リスク管理体制を構築している。上記のリスクそれぞれに対応する委員会を設置するとともに、この4委員会を束ね、危機・リスク管理活動全体を掌握・推進する組織として危機管理委員会を設置しており、各委員会の機能は以下のとおり。
〔危機管理委員会〕危機・リスク管理活動全体の統括
〔安全運航推進委員会〕当社運航船舶の安全対策、船舶事故(海洋汚染含む)の予防及び発生時の対応
〔災害対策委員会〕 自然災害や感染症への平時の準備及び発生時の対応
〔コンプライアンス委員会〕 コンプライアンス上の問題の対応
〔経営リスク委員会〕 経済変動や地政学リスク等、その他の経営に関わるリスクの対応

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っている。
〔取締役会〕取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月1回以上開催する。
なお、取締役会の書面決議制度やリモート開催を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としている。
〔経営会議〕取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、ユニット統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行に係る重要事項を決定するための協議を行うほか、社長執行役員又はその代行者の意思決定に資する自由な討議を行う体制を整備している。
〔執行役員会〕取締役兼務を含む執行役員と監査役が出席する執行役員会を原則として毎月1回開催し、業務執行組織の月次収支を含む業務執行及び決裁事項等の報告及び討議を行っている。

5. 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社(以下「グループ会社」という)における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めている。更に当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保している。
(1) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させている。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としている。更に当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報交換を行っている。
(2) グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備している。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険(リスク)について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしている。
(3) グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、原則として自立的に経営を行っている。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしている。
(4) グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っている。
また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしている。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人(監査役補助者)を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させている。

7. 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしている。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしている。

8. 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っている。

9. 当社の取締役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役･執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしている。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしている。更に、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしている。
グループ会社の取締役･監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告できるものとしている。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めている。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役･監査役･執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めている。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行っている。

12. その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力している。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施している。

14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言している。
当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に対応できるようにしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記 1のII の14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 に記載のとおりです。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策の有無にかかわらず、企業価値･株主共同の利益の確保･向上に取り組んでおり、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて 当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

･金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保のための内部統制の評価･報告制度への対応として、当社グループの内部統制システムの構築･整備を進めるにあたり、内部監査グループが独立的な立場からその評価と監視を行っています。 当社の内部統制システムの概要を含むコーポレート･ガバナンス体制については、別紙2をご参照下さい

･ 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示に係る担当部署及び執行の仕組み
(1) 証券取引所に対する届出の担当部署
適時開示に該当する事項は総務グループに集約され、証券取引所への届出は同グループ長が総務担当執行役員の決裁を得て行います。ただし、決算情報については会計グループ長が会計担当執行役員の決裁を得て行います。
(2) 社内における情報集約と開示文書の作成
適時開示に該当する事項の社内届出 (総務グループへの集約) と開示文書の作成は、当該事項を所管する各グループ長が行います。

2. 適時開示情報の把握･管理
(1) 原則的方法

1) 当社に関する事項については、当該各事項を所管するグループ長がこれを把握し、総務グループ長に届け出ます。
2) 子会社に関する事項については、「関係会社業務処理規程」等に基づいて各管掌グループ長がこれを把握した後、子会社を統括管理する物流・港湾・関連事業グループ長に一旦集約のうえ、同グループ長が総務グループ長に届け出ます。

(2) 副次的方法（監視体制）
下記の三者は、取締役会、執行役員会の議案・報告事項を適時開示要否の観点から監視します。
1) 経営企画グループ長（両会議の事務局として議題を取り纏め、審議案件の形式要件を審査する職務にあります）
2) 総務グループ長（証券取引所に対する届出責任者です）
3) 総務担当執行役員

これに加えて、子会社役員を兼務する当該役職員は、派遣先の動きを適時開示の観点から把握し、該当事項のある時は子会社責任者に助言すると共に、物流・港湾・関連事業グループ長に通知します。

3. 適時開示の流れ
上記の適時開示体制を図示します（別紙3）。

4. 内部情報の管理
適時開示を行うまでの内部情報の管理については、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」により、適切な情報管理と内部者取引の未然防止に努めています。

（別紙１）スキルマトリクス

氏名	当社における地位、担当	専門性							
		企業経営 経営戦略	法務・リスク マネジメント	財務・会計	人事・労務	安全・品質	環境・技術	グローバル	営業・ マーケティング
明珍　幸一	代表取締役社長、社長執行役員（CEO）	○	○		○	○	○	○	○
針谷　雄彦	代表取締役、副社長執行役員（社長補佐）	○				○	○	○	○
山鹿　徳昌	取締役、専務執行役員 （CFOユニット（経営企画・調査・財務・会計・税務・ サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報）統括、 サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報担当、 CFO（チーフフィナンシャルオフィサー））	○	○	○			○	○	○
山田　啓二	社外取締役 筆頭独立社外取締役 指名諮問委員会委員長		○		○	○	○	○	
内田　龍平	社外取締役	○		○				○	
小高　功嗣	社外取締役 報酬諮問委員会委員長		○	○				○	
牧　寛之	社外取締役	○		○	○		○	○	○
政井　貴子	社外取締役	○		○				○	○

当社では、重要課題として整理したマテリアリティに基づいて取締役会に求められるスキル（知識・経験・能力等）を特定し、スキルの組み合せ、多様性を考慮した取締役会の構成とすることで、取締役会の機能の発揮を図っています。

（別紙２）業務遂行の体制、経営監視及び内部統制の仕組み

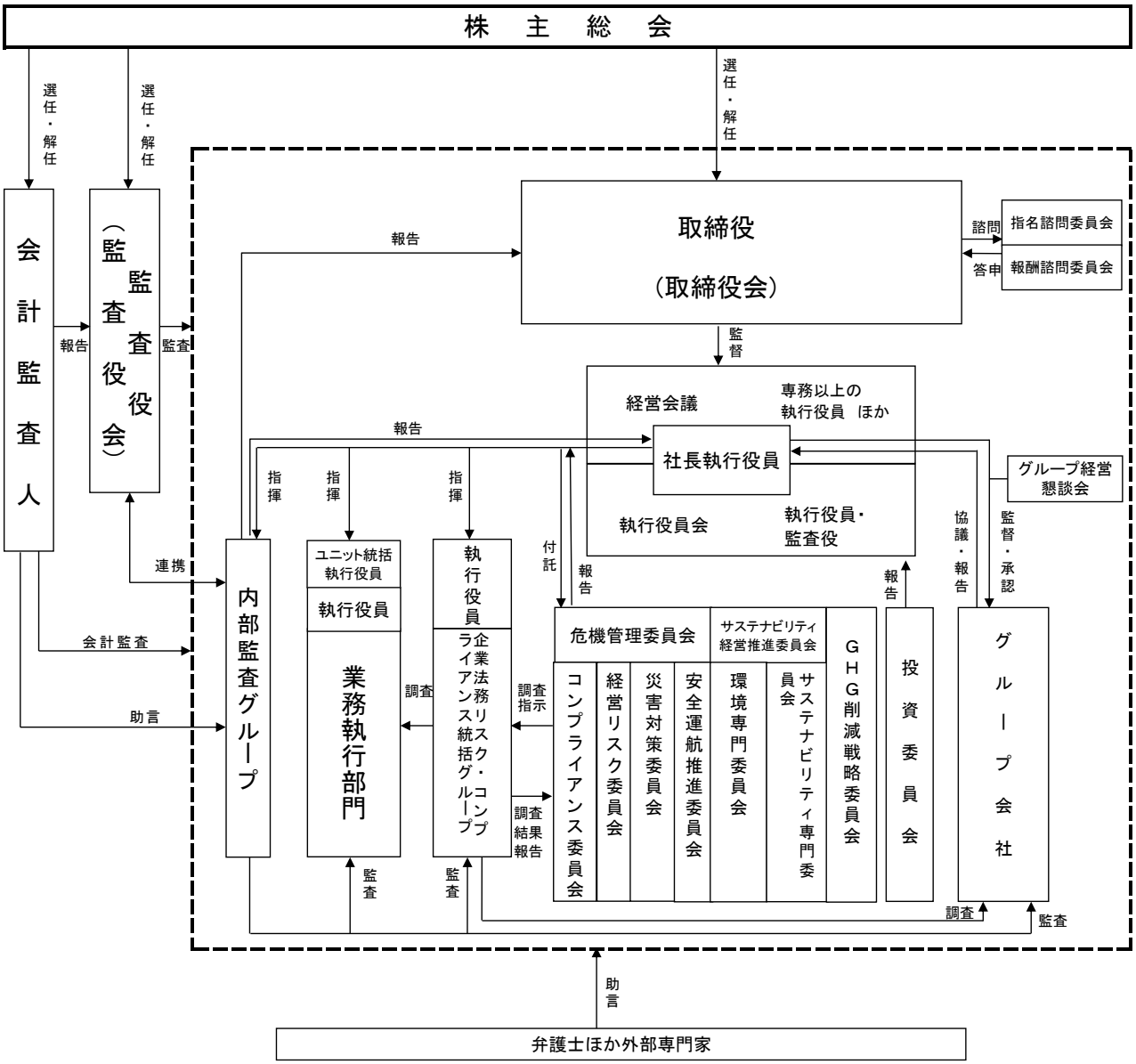

（別紙３）

＝　適時開示に関する業務執行の仕組み　＝

